

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年10月31日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総総第663号

令和元年10月24日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 森 山 和 博
同 三 須 和 夫
様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第8号、平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第8号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>イ 看護師等修学資金貸与に係る台帳を適正に整備すべきもの（保健福祉局）</p> <p>債権管理条例第 5 条によると、債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないとされている。</p> <p>また、看護師等修学資金貸与条例第 10 条によると、市長は、借受人が養成施設を卒業した後、市内に存する 500 床未満の病院等において看護師等の業務に従事しているときなどの事由が継続する期間については修学資金の返還を猶予することができることとされている。</p> <p>しかしながら、借受人が市内の病院等を退職するなど、修学資金の返還を猶予することができる事由が継続していないにもかかわらず、貸与に係る台帳において猶予中等と記載されている状況が見受けられた。</p> <p>看護師等修学資金については、借受人の実態把握に努め、貸与に係る台帳を適正に整備されたい。</p>	<p>看護師等就学資金については、借受人の実態を把握し、貸与に係る台帳を適正に整備した。</p> <p>なお、現在、返還状況が猶予中となっている借受人は、いない。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 納入の通知を適正に行うべきもの (稲毛区役所)</p> <p>千葉市予算会計規則（平成 4 年千葉市規則第 97 号）第 30 条によると、歳入徴収者は、随時の収入については、納入通知書兼領収書により納期限の 15 日前までに納入義務者に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、心身障害福祉手当及び生活保護費の過誤払いに係る返納金については、納入義務者への通知がなされていなかった。</p> <p>納入の通知については、規則に基づき適切に行われたい。</p>	<p>納入の通知については、平成 30 年度から、規則に基づき適正に行っている。</p> <p>なお、納入義務者へ通知をしていなかった心身障害者福祉手当及び生活保護費の過誤払に係る返納金については、平成 30 年 6 月までに通知した。</p>
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ウ 債権管理を適正に行うべきもの（中央区役所）</p> <p>千葉市債権管理条例第 5 条（平成 24 年千葉市条例第 7 号）によると、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないとされている。</p> <p>また、同条例施行規則（平成 24 年千葉市規則第 28 号）第 2 条には、台帳に記載する事項が規定されている。</p> <p>しかしながら、福祉手当の過払いに係る返納金については、台帳が作成されていない事例や規則で定める事項が記載されていない事例が見受けられた。</p> <p>台帳は、債権を適正に管理し、効率的な事務処理を行うために必要なものであることから、台帳の作成に当たっては、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>債権管理に当たり、規則で定める事項が記載した台帳を作成し、適正に管理している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 現金等の払込みを適正に行うべきもの（財政局）</p> <p>予算会計規則第32条第1項によると、現金等を直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、納税管理課における軽自動車税の収納については、高額の小切手を収納しているにもかかわらず、収納日から3営業日後に指定金融機関へ払込みを行っている事例が見受けられた。</p> <p>現金等の払込みについては、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>現金等の払込みについては、平成30年12月12日付けで、財政局長から各所属長に対して、予算会計規則に基づき適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 前金払をすることができる経費を規程に明示すべきもの（水道局）</p> <p>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の7によると、第1号から第7号までに前金払をすることができる経費が例示されており、第8号には、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費について、管理規程で定めることにより前金払をすることができることとされている。</p> <p>しかしながら、施行令に例示されておらず、また、管理規程である千葉市水道局会計規程（昭和50年千葉市水道局規程第16号）に定めていない保険料が、前金払として支出されていた。</p> <p>前金払については、法令に基づき規程を整備し、前金払をすることができる経費を明示されたい。</p>	<p>千葉市水道局会計規程を平成31年3月29日付けで改正し、前金払をすることができる経費を明示した。</p>

<p>(2) 支出事務</p> <p>イ 勘定科目の区分を適正に行うべきもの(水道局)</p> <p>水道局会計規程第11条第1項によると、「水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。」とされ、同規程別表「勘定科目表」に定められている科目区分の説明によると、耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の器具、備品については、費用勘定である備用品費として、また、耐用年数1年以上であり、かつ、取得価格が10万円以上の備品については、資産勘定である工具、器具及び備品として整理することとされている。</p> <p>しかしながら、緊急用給水栓セットの購入については、取得価格が10万円以上の備品であるにもかかわらず、備用品費として経理されていた。</p> <p>勘定科目の区分については、規程に基づき適正に行われたい。</p>	<p>緊急用給水栓セットの購入については、平成30年度に勘定科目の区分を修正し、資産勘定に計上した。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 個人情報を取り扱う事務の委託を適正に行うべきもの</p> <p>(総合政策局、財政局、水道局)</p> <p>個人情報を取り扱う事務の委託に係る個人情報取扱特記事項第3第2項によると、受注者は、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項等に関する研修等を行わせることとするとともに、発注者にその責任者及び研修等の実施計画を報告しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、一部の業務委託については、個人情報を取り扱う事務の委託であるにもかかわらず、受注者から個人情報管理責任者及び研修等の実施計画を報告させていない事例が見受けられた。</p> <p>個人情報を取り扱う事務の委託に当</p>	<p>個人情報を取り扱う事務の委託については、平成30年度に個人情報の適正な取扱いに関する通知を各局で行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>

<p>たつては、個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者に必要な措置を講ずる義務が課せられていることから、適正に行われたい。</p>	
--	--

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 支出事務</p> <p>ウ 補助金交付要綱の補助対象経費を適正に整備すべきもの（保健福祉局）</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、補助金交付要綱には、補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費及び補助率を明示することとされている。</p> <p>また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 19 条によると、公益社団法人千葉県シルバー人材センターにおいては、公益認定（平成 24 年 4 月 1 日）に伴い、事業費及び管理費を適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、千葉県シルバー人材センター運営事業等補助金交付要綱については、補助事業者の公益認定に伴う費用額の配賦に対応した改正がなされておらず、一部の補助対象経費が明示されていない。</p> <p>補助金交付要綱については、通知等に基づき適正に整備されたい。</p>	<p>千葉県シルバー人材センター運営事業等補助金交付要綱を平成 31 年 4 月 1 日付けで改正し、費用額の配賦に対応した補助対象経費を明示した。</p>
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 長期継続契約の締結を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>「長期継続契約の締結に関する手続きについて」（平成 28 年 9 月 2 日付け資産経営部長通知）によると、長期継続契約を締結する際には、契約書に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨を規定し、また、変更契約や契約解除による損害賠償責任を負わない旨を記載することとされている。</p> <p>しかしながら、国民健康保険データ連携用端末機器等賃貸借契約について</p>	<p>国民健康保険データ連携用端末機器等賃貸借契約については、平成 31 年 4 月 1 日に変更契約を締結し、契約内容に、次年度以降に予算措置がされない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う旨、及び変更契約や契約解除による損害賠償責任を負わない旨を追加した。</p>

<p>は、長期継続契約を締結しているにもかかわらず、契約書中に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨を規定しておらず、また、変更契約や契約解除による損害賠償責任を負わない旨を記載していなかった。</p> <p>長期継続契約の締結に当たっては、通知等に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 契約事務</p> <p>イ 修繕工事の契約事務を適正に行うべきもの (保健福祉局)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び千葉市契約規則 (昭和40年千葉市規則第3号) 第21条の2によると、工事又は製造の請負に係る契約については、予定価格が250万円を超えないときは随意契約によることができることされている。</p> <p>しかしながら、平和公園給水施設内加圧給水ポンプ交換修繕については、予定価格が250万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約していた。</p> <p>修繕工事の契約事務については、法令等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>修繕工事の契約方法の決定は法令及び規則等に基づき適正に行うよう、平成31年4月15日付けで生活衛生課長から各事業所長に対して通知を行い、以後、予定価格に応じて適正に契約方法を決定している。</p>
<p>(2) 契約事務</p> <p>ウ 予定価格を適切に積算すべきもの (保健福祉局)</p> <p>契約規則第10条第1項及び第22条によると、契約事務担当職員は、仕様書、設計書等によって積算し、予算の範囲内において予定価格を決定しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、環境保健研究所における業務委託等の予定価格については、設計書等による積算が確認できないものが散見された。</p> <p>予定価格については、規則に基づき、設計書等により適切に積算されたい。</p>	<p>予定価格については、令和元年度分から設計書等により、適切に積算している。</p>

